

大龍峒信用組合騒擾事件について

The research on DA LONG DONG credit union disturbance incident

松田吉郎*
MATSUDA Yoshiro

本稿は昭和初期、台湾の信用組合で多発した不正事件、騒擾事件の一つの例を大龍峒信用組合によって具体的に検討したものである。

大正7年(1918)に成立した大龍峒信用組合は中小産者に対する産業資金融通を目的とした台湾人組合であった。設立者メンバーは大龍峒地域の名望家、資産家であり、日本語能力のある人物であった。昭和5年に龍江信用組合と名称が変更された。その間の組合事業は『台湾産業組合要覧』(台湾総督府)各年度より考察すると、大きな問題はなく、順調に推移していた。しかし、組合内での党派的対立が激しかった。一派は陳榮森、楊仲佐、陳培璜、陳玉鳴、一派は陳鐘、余逢時、陳欽銘、もう一派は陳天順、陳清秀、王成渠、王成章、顏錦川の諸氏で、同派は中立的態度であった。この三派が毎年の総会で派閥抗争を続けていたのであった。中でも陳培璜が策動の中心人物であり、様々な背任行為を行っていたが、張福老組合長時代、陳培璜は妾黃氏寶仙名義で担保品、証拠書類を提出して1500円借用したが、利息500円を返金しないままであったために、昭和4年3月12日に背任罪で台北警察署に拘束された。そのため大龍峒信用組合は営業停止処分を受けることになる。昭和4年4月10日に台北州が介入し、辜顯榮を組合長とし、それまでの役員を全部改選することによって営業再開を認めた。5月6日に営業を再開し、昭和5年1月28日に龍江信用組合と名称を変更し、事務所を下奎府町一丁目の大稻埕取扱所への移転する計画をたてた。大稻埕に基盤を置く龍江信用組合は当初、組合員の重複、預金の重複を恐れ、危惧感をもっていた。しかし、両組合ともに年配当率を6分に抑え、組合資金の充実による経営が行われたために、発展し、対立は生じなくなり、龍江信用組合の事務所移転は認められた。龍江信用組合として再開後は辜顯榮を中心に堅実経営が行われ、総会での対立、騒擾事件は起こらなかった。昭和16年から台湾総督府による信用組合管理が強まり、台湾人組合に日本人組合長が誕生し、太平洋戦争における資金協力体制に移行していった。

戦後の民国35年(1946)10月15日に有限責任台北市龍江信用合作社として再出発し、民国36年(1947)に合作社法により章程を制定し、及び台湾省行政長官公署合作事業管理委員会の批准をへて、有限責任台北市第五信用合作社となり、民国51年(1962)保証責任台北市第五信用合作社となった。

即ち、大龍峒信用組合の騒擾事件は一部役員による組合の私物化によって発生したものであるが、台湾総督府の介入により新役員選出、経営の合理化・近代化によって立ち直ったことを明らかにした。

キーワード：信用組合、台湾、騒擾事件

Key words : credit union, Taiwan, disturbance incident

はじめに

筆者が大龍峒信用組合について注目するに至ったのは、2003年の拙論「日本統治時代台湾における産業組合教育について」において『台湾之産業組合』第49号(昭和5年7月1日)所載の「小国民の叫び」収録の台湾の小学校、公学校、農業補習学校、商工学校在学の12から18歳前後の生徒達による産業組合に関する作文を分析した時、日本人生徒の作文と台湾人生徒の作文には大きな相違があり、日本人の小学校生徒は産業組合の目的は「富国・産業奨励」という側面を強く意識し、台湾人の公学校生徒は産業組合は「小資本・労働者」を救うための組織であるとの認識が強く、特に産業組合の金融機関である信用組合に関心が高く、組合員の不正、信用組合の解散と

いう事件の頻発に強い関心を持っていたことである(1)。大龍峒信用組合、新埔信用組合、和美信用組合などの不正・騒擾事件が作文の題材として取り上げられていた。大龍峒信用組合については「組合の心得」(大龍峒公六張有益 十四歳)の作文が以下のように載せられていた。

組合は人々が共同して各自の産業経済を發達させる爲に組織したもので臺灣では大正二年に規則が定められて以來ずんずんと盛んになりました。之は我が臺灣のめでたい事で即ち我が臺灣の人民が共同一致の精神に富んで來たといふ名譽の現れでございます。ところが「組合が倒れた。」といふ話も聞いたことがあります。或る日のことでした。授業がすん

*兵庫教育大学教育内容・方法開発専攻認識形成系教育コース

平成26年5月9日受理

で家に帰った時、四五人の人が集って話をしてみました。その話の中に「大龍峒の信用組合はもう倒れたよ」といふことがありました。私は家へ帰っておとうさんに「大龍峒の信用組合は倒れたさうだがどう云ふ譯か」と聞きますと、お父さんは「それは倒れるはずですよ、組合は少しも共同一致の精神がなくてその上役員は責任観念がなくて組合の財産と私財を區別しないからです。」と云はれた。このやうに組合は組合員が仲よくし、共同一致の精神に富んでなければ決して組合は成立つことは出来ません。それですから我等は「組合が倒れた。」といふことのないやうに共同一致の精神をもって骨折って行くのが何よりの使命であると思ひます。

<評>巷間傳ふる不正事件の爆露がいろいろ反影します。組合人たるもの留意すべきだ。ヨクスツバ抜きました。

大龍峒信用組合には「共同一致」の精神がなく、役員には責任観念なく組合財産と私財を區別しないことから大龍峒信用組合は倒れた。『台湾之産業組合』の編集者も不正事件の暴露であり、よくスツバぬいたとの評を付けていた。

本稿は大龍峒不正事件の内容をもう少し具体的に検討しようというものである。

史料は『台湾総督府公文類纂』『台湾日日新報』『台湾産業組合要覧』を用いるが、これらはすべて公開されているものである。

I 大龍峒信用組合の設立

陳培根他15名が大正7年(1918)4月30日付けで大龍峒信用組合の設立申請を台湾総督にだされ、同年5月13日に許可された(2)。設立者メンバーは第1表のとおりである。

第1表及び前掲『台湾総督府公文類纂』「有限責任大龍峒信用組合設立許可ノ件」から設立者の経歴を見てみよう

陳培根は貸地業者、鉱業人、文人であった(3)。李聯捷は大龍峒公学校雇、商業、初摺業、茂源製酒商行支配人等であった(4)。黄水沛は商業、陳培梁は大龍峒区长、大龍峒公学校学務委員、畜牛保健組合地方委員、台北共進会委員を務めた人物(5)、吳朝瑞は林本源事務員、大稻埕公学校雇、大稻埕保甲區第七十八堡保正、台湾公学校訓導を務めた人物(6)、陳日倘は農業、陳日仁は農業、黄三才は文人、新聞記者、私塾経営者、大龍峒公学校雇を務めた人物(7)。謝仁山は商業、張福老は商業、雜貨商、酒造業、台湾公学校訓導(8)、断髮会会員(9)、大龍峒同風会会員(10)である。劉銀漢は農業、造酒・阿片煙膏請売業、保正(11)、蔡烏財は保正、農業、商業(酒類製造・販売)(12)、鄭謙遜は農業、保正(13)、黄福呉は会社員、鄭砂は商業(林投帽製造業、米穀製造業)(14)、陳鐘は台湾銀行雇(15)であった。

設立者メンバーは大龍峒地域の名望家、資産家であり、日本語能力のある人物であった。

次に定款の主な特徴点を見てみよう。前掲「有限責任

第1表 設立者メンバー

住所	職業	姓名
臺北廳大加納堡大龍峒街土名大龍峒294番地	貸地業	陳培根
全 319番地	商業	李聯捷
全 404番地	商業	黄水沛
全 97番地	区长	陳培梁
全 320番地	林本源事務員	吳朝瑞
全 97番地	農業	陳日倘
全 97番地	農業	陳日仁
全 404番地	新聞記者	黄三才
全 523番地	商業	謝仁山
臺北廳大加納堡牛埔庄306番地	商業	張福老
臺北廳大加納堡中崙庄408番地	農業	劉銀漢
臺北廳大加納堡牛埔庄301番地	商業	蔡烏財
臺北廳大加納堡西新李仔庄248番地	農業	鄭謙遜
臺北廳大加納堡大龍峒街土名下車牛磨113番地	会社員	黄福呉
臺北廳大加納堡大龍峒街土名大龍峒416番地	商業	鄭砂
臺北廳大加納堡西新李仔庄95番地	銀行員	陳鐘

(出典：『台湾総督府公文類纂』43号 6554冊 1 大龍峒信用組合 1918-01-01 (大正7年) 第34卷民財第3936、有限責任大龍峒信用組合設立許可ノ件)

大龍峒信用組合設立許可ノ件」によると、「組合員ニ産業又ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ、貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト」「組合員ト同一ノ家ニ在ル者、公共團體又ハ營利を目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト」(第1条)。即ち、組合員への資金融通と貯金、組合員家族及び非営利法人・団体の貯金を取り扱うことであった。名称を「有限責任大龍峒信用組合」(第2条)とし、「有限責任」(第3条)であった。即ち、都市部産業組合の特徴である有限責任信用単営組合の形態をとっていた。組合の区域は台北庁大加蚋堡大龍峒区であった(第4条)。組合員は「本組合ノ区域内ニ居住シ、且獨立ノ生計ヲ營ム者ニ限」り(第6条)、「他ノ信用組合又ハ兼營組合ニ加入スルコトヲ得」なかつた(第7条)。本組合の存立期間は20ヶ年であった(第8条)。「出資一口ノ金額ハ貳拾圓」(第11条)、出資口数は50口を限度(第12条)とし、都市部信用組合の中堅的な内容であった。機関としては理事8名、監事3名、理事の互選で組合長1名、副組合長1名を置いた(第21条)。理事の任期は3ヶ年、監事の任期は2ヶ年で再選を妨げず、組合長・副組合長の任期も理事の任期にならつた(第22条)。総会は通常総会と臨時総会の2種で、通常総会は毎年1回1月に開き、臨時総会は以下の場合に開かれた。①理事が必要と認めるとき、②監事が財産の状況及び業務の執行に「不整」を発見し、総会に報告する必要を認めるとき、③総組合員の5分の1以上による会議の目的及びその招集理由を記載した書面を提出し総会の招集を請求したときであった(第24条)。さらに信用評定委員を11人置き、総会において組合員中より選任され(第31条)、選任・解任は理事及び監事の例に依つた(第32条)。信用評定委員は1月・7月に定会を開き、組合員各自の信用を評定し信用程度表を作成した(第33条)。理事監事及び信用評定委員は名誉職とするが、総会の決議により給料報酬又は賞与をうけることができた(第34条)。書記若干名を置き、理事が任免した。書記は理事及び監事の指揮下であつて庶務に従事した(第35条)。次に信用事業についてであるが、貸付金の弁済期間は1ヶ年とし、特別の事由があるときは2ヶ年とした(第38条)。貯金は1回金10銭以上とした(第41条)。貸付金及び貯金の利率は以下の制限内で理事が定めた。貸付金は年1割8分3厘以下、貯金は年1割以下(第42条)。剰余金の配当は払込済出資額に応じてその率は年6分以下とした(第45条)。組合が解散したときは理事がその清算人となつた(第54条)(16)。

『台湾総督府公文類纂』44号 6900冊 16 大龍峒信用組合申請定款變更認可ノ件 1920-01-01(大正9年)第84卷、總財第1257號、「有限責任大龍峒信用組合申請定款變更認可ノ件」によると、大正9年(1920)2月4日に専務理事の設置が台湾総督府に申請され、その設置が認

められた。

II 組合事業

第1表より大龍峒信用組合事業を概観しよう。大正7年(1918)～昭和15年(1940)までの事業表であるが、大正7年～昭和4年(1918～1929)は大龍峒信用組合、昭和5年～20年(1930～1945)は龍江信用組合と名称が変更された。組合員数は大正7年の237名から昭和4年の758名(大正7年を指数100とすると指数319.8、小数点第2位以下四捨五入、以下同じ)、昭和7年の789名(332.9)から昭和15年の841名(354.9)。出資総額38700円から52780円(136.4)、57080円(147.5)から62880円(162.5)、銀行からの借入金は2000円から1175円(58.8)、0円(0)から8672円(433.6)と増加、減少を繰り返し、昭和7年(1932)の0円以外は継続した。貯金は12308円から280246円(2276.9)、433196円(3519.6)から1296920円(10537.2)と基本的に増加した。大正7年の出発時は組合員、家族、団体の貯金のみ扱っていたが、大正13年(1924)から組合員外の貯金も扱い、増加傾向を拡大していた。運転総資金は22059円から349900円(1586.2)、513811円(2329.3)から1411119円(6397.0)と常に増加した。これに対する事業分量で特に貸付金を見ると、21100円から203765円(965.7)、341285円(1617.5)から764796円(3624.6)へと常に増加した。当初、貸付金額は運転資金内で運用され、貯金総額よりも多かつたが、昭和元年(1926)より貯金総額内で貸付金が運用されるようになり、健全な貸付事業が行われていた。昭和2年(1927)から手形割引、大正14年(1925)からは銀行への預金、昭和8年(1933)から有価証券が始まっていた。剰余金は622円から2519円(405.0)、6819円(1096.3)から18121円(2913.3)と増加傾向にあつた。

即ち、第1表の大龍峒信用組合事業表を見る限り、経営状況は健全で特に大きな問題がなかつた。

III 大龍峒信用組合騒擾事件

大正7年(1918)に出発した大龍峒信用組合は順調に事業がすすみ、大正9年(1920)には組合員402名、出資口数2086口となつていた(17)。

ただ当初より、書記の人選については問題があつたようである。元大龍峒信用組合専務理事吳朝瑞の大正12年(1923)の回想は以下の通りである。書記に陳仲琮、周天来の二人を採用したが吳朝瑞は陳仲琮を人品高潔であると認め、周りの反対を押し切って採用したが、事務処理は適切、客との応対も丁寧であり、全く問題がなかつた。しかし、もう一人の周天来は吳朝瑞が反対したが、周りの推薦で、最初、見習いとして採用し、その後、正式書記として採用した。周が不正経理を行ったために、吳朝瑞は1年間かかって銀行債務を清算にかかり、大正

第1表 大龍峒信用組合事業表

年度	組合員数	出資口数	一口金額	出資総額	運転資金			
					払込済出資金	準備金	積立金	借入金
1918	237	1935	20	38700	7740	11		2000
1919	402	2086	20	41720	19364	190	9	17000
1920	402	2086	20	41720	31507	1205	584	24000
1921	395	1902	20	38040	36262	2863	1910	8333
1923	354	1354	20	27080	26660	4405	2791	6866
1924	364	1200	20	24000	23727	5289	3137	11060
1925	390	1210	20	24200	24034	5964	3460	5202
1926	500	1503	20	30060	29964	7090	3774	4288
1927	602	1860	20	37200	37170	8078	4320	3315
1929	758	2639	20	52780	52780	10151	5548	1175
1932	789	2854	20	57080	57080	14587	8948	0
1933	800	2909	20	58180	58180	16297	9880	25000
1935	804	2931	20	58620	58620	20228	13043	20830
1938	819	3019	20	60380	60380	26700	15215	13855
1939	827	3066	20	61320	61320	2544	33109	11319
1940	841	3144	20	62880	62880	5912	36735	8672

年度	運転資金					事業の分量		余裕金			剰余金
	貯金				運転総 資金	貸付金	手形割引	預金	有価証券	現金	
	組合員	家族団体	員外	計							
1918	8954	3353		12308	22059	21100				323	622
1919	15739	6075		21814	58377	57297				820	2787
1920	6874	4230		11105	68401	67265				557	5163
1921	3830	5419		9249	58617	57461				245	3138
1923	15010	44475		59485	100207	86243					2302
1924	28050	36533	14584	79167	122380	108622					2151
1925	28161	43933	14811	86905	125565	94742		23197			2001
1926	83450	49703	19318	152471	197587	123546		62288			3524
1927	77821	59369	29056	166246	219129	152546	21711	33027		3569	3632
1929	98197	139068	42981	280246	349900	203765	103248	33486		2769	2519
1932	83364	77962	271870	433196	513811	341285	82928	52883		3468	6819
1933	171374	378026	71908	621808	730665	405347	89927	217400	513	5407	7811
1935	114445	468081	79681	662207	774928	435337	103575	213471	0	4950	7981
1938	244543	579244	115923	939710	1055860	439208	96624	507588	13584	5880	9870
1939	400085	838561	85429	1324075	1421048	550710	104144	745134	38284	5502	12794
1940	340661	855020	101239	1296920	1411119	764796	93612	493153	47324	2063	18121

(出典：『台湾産業組合要覧』台湾総督府、大正7、8、9、10、11、12、13、14、昭和元、2、4、7、8、10、13、14、15各年度より。年度はすべて西暦に変換した。)

11年1月31日に専務理事を退職した。その後、張福老が組合長としてこの債務の整理を行った。最後に「本組合生於好景氣之時。中間突遭影響。亦世運使然也。觀於銀行會社之整理困頓。而知我組合之成敗。亦兵家之常事。關係役員。中亦有人品高潔者。然有以奸猾手段。搬弄是非。功爲己有。過爲歸人。欲以脫離關係者有之。予望諸君。對於公共事業。各俱公德心。爲地方造就幸福。予此後雖無直接關係。若得間接盡其微力。亦所不惜。以報諸君之素愛。並圖公共團體事業之發展云云。」(18)と述べ、奸猾な組合幹部がいることを指摘し、公共事業に公德心をもつてのぞみ、地方に幸福をもたらすことを希望していた。

しかし、呉朝瑞の「狡猾」な幹部という不安はすぐに的中した。大正14年7月17日の報導によると、大龍峒信用組合長「張某」(張福老)が理事監事等より刑事訴訟が提出され、7月15日に理事会は退職を決定した。新たに組合長柯秋潔(19)、副組合長劉銀漢。専務理事王成章三氏を選出した(20)。

『台湾日日新報』(以下、『台日』と略称)昭和2年1月30日の報導によると1月28日開催の通常総会で組合長の辞任問題で少し混乱したと言われている。「理事組合長陳天順、副組合長陳錫本、理事柯秋潔氏の辞任申出に就ては陳専務一同に諮った所、賛否兩説紛擾を來したが、結局貝山係長の指名に待つことにし、陳増福・陳榮森・陳卷川三氏挙げられ可決」した(21)。しかし、大龍峒信用組合の「本期成績、比前期尤好。配當今年六分」(22)と言われ、事業自体は順調であった。

しかし、間もなく大龍峒信用組合は騒擾事件が起こった。

『台日』昭和2年3月16日「無謂之組合長 官廳臨場引繼 託辯護電話拒絶 狡猾役員之煽動」によると、以下のように報導されている。

臺北市大龍峒信用組合。因舊組合長陳天順。副組合長陳錫本二氏辭職。故前頃總會。由官廳指名新補選理事二名。舊任理事四名。日前役員會。理事互選正副組合長。監督官廳勸業課加藤屬臨席。監事三名亦出席。開票時辯護士陳増福氏得四票。爲組合長。本社黃贊鈞氏。(一名黃三才)亦得四票爲副組合長。其時開票者爲監事楊仲佐氏。唱至陳増福氏一名。有一票係草書。增字疑似培字。楊監事問此票錯寫。即爲陳増福否。衆無異議。遂加入于陳増福氏點數內。及採點。陳増福氏四票爲組合長。黃三才氏四票爲副組合長。兩人各辭退一番。衆不許。于是陳培瑣專務起爲發表。新組合長陳増福氏起爲訓詞。陳鐘(即臺銀陳維貞)監事草記錄。囑書記謄寫記錄帳。其時日已昏黑。因信用評定委員十餘名。早在江山樓坐候。諸役員乃案内監督州員到江山樓入席。宴中専務理事紹介。新組合長禮詞。官廳演詞。約定翌日午後五時

新舊引繼。詎翌日陳培瑣專務及陳鐘監事忽用種々卑劣手段。拒絕引繼。于臺灣樓招待同類宣傳煽動。招集少數組合員對州市嘆願。至十四日午後二時。州市監督官乃招同新舊組合員。到組合欲爲引繼。遽有大平町二丁目七一番陳春金者。(被煽動者之一)以電話告陳増福氏事務員。阻其引繼。(該人關係文化協會員)。迨一同到組合。而次點陳榮森氏忽囑託岡野辯護士。以電話來阻引繼。其理由爲陳増福氏有一票寫錯。主張爲無效。故欲出爭爲組合長。州市監督官大爲怪訝。又前記陳春金亦對陳増福氏口出無禮之詞。被陳増福氏叱退。此即陳専務及陳監事二人出爲教唆。竝煽動多少無智組合員出爲崔囂。新正副組合長以此機無理取鬧。視爲不足與較。以寬宏大量之態度。對官廳再三請讓之。官廳不可。商議至日夕新正副兩組合長。意終決辭。遂各自發的寫辭退書。持交監督官廳加藤屬。加藤屬苦留不住。云將報告州廳。噫。全島組合。爲數極多。此種惡例。行將毀損官廳威信。官廳對於此種一二組合之不良分子。不可不奮發其英斷也。

即ち、概要は以下の通りである。組合長陳天順、副組合長陳錫本の二氏が辞職した。そこで前総会で選挙を行い、弁護士陳増福が4票獲得し組合長に、台湾日日新報社黄贊鈞(黄三才)が4票獲得し副組合長になった。開票時、楊仲佐監事が陳増福に入った1票は草書で「増」の字が「培」の字の疑いがあると指摘し、陳増福でよいかどうか諮ったところ異議は出なかった。さらに、陳増福、黄贊鈞両氏は辞退したが理事会では許されなかった。ここにおいて陳培瑣専務理事が発表し、陳増福組合長が訓詞を起草し、陳鐘(台湾銀行の陳維貞)監事が記録をとり、書記に記録帳に謄写させた。その後、江山樓で宴会となった。翌日、陳培瑣専務理事、陳鐘監事が「種々卑劣手段」を用い引継を拒否した。そして台湾樓で「同類」を招待し宣伝煽動し、少数組合員を集め台北市に嘆願にでかけた。3月14日午後2時に台北州・台北市監督官が新旧組合員を集め組合に行き引継をしようとした。ところが大平町2丁目71番の陳春金(扇動者の1人)が電話で陳増福の事務員に告げ、引継を阻止した。この陳春金は文化協会員と言われている。次点の陳榮森が岡野弁護士に委嘱し電話で引継を阻止した。その理由は陳増福の一票に書き間違いがあり、選挙は無効であると主張したためである。また、陳春金は陳増福に無礼な言葉をはいたが、これは陳培瑣専務理事、陳鐘監事の教唆によるものであった。陳増福・黄贊鈞の新正副組合長は共に辞意を監督官庁に告げたという内容であった(23)。

その後の経緯は不明であるが、組合長問題についてはゴタついていたようで、『台日』昭和3年10月6日の報導によると、大龍峒信用組合で組合長が逮捕されるという問題が発生していた(24)。昭和3年時の組合長の氏

名は不明であるが、いずれにしても組合長問題は未解決のままであったことがわかる。

『台日』昭和4年2月1日の報導によると、1月31日の通常総会も揉めたようである。「専務理事陳培瓚氏開會を宣し、次で組合長陳榮森氏議長として挨拶を述べ、後組合長辞任を申出て、専務理事は本組合は毎年騒いでばかりゐて世間體も悪いから、本日の總會は平和に済みたいと希望し、次で財産目録、貸借對照表、事業報告等をなし、承認を求め、監事陳鐘氏から誤りなきを報告する。此時組合員から組合長を先程辞任すべきを申出られたが誰が組合長になっても騒ぐことは同じことであるから此際思ひ止って留任して欲しいと動議するや、滿場一致、組合長留任を可決したが、其頃より議場は漸く騒然となり、一組合員は、本日の總會に當り、役員會を通過しなかつた議案が二三あつた。監事は間違ひなきを報告したが、何時役員會を通過したのか、それを伺ひたい。とて、監事虐めにかゝり、議長何事か囁くけれど、議場に徹底せず。遂には監事は辭職せよ。然らずんば除名する。と怒號する。此時専務理事は、事重大にして微々たる吾々では重大問題を處理することが出来ないから、許丙、郭廷俊兩氏に依頼し、監督官廳に相談した上、善處したい、と述べ、許丙氏種々斡旋するところあり。」(25)。即ち、前述の陳增福、黃贊鈞兩氏に對立する組合長の陳榮森、専務理事陳培瓚、監事陳鐘の議事進行について疑義が出た。この組合長辞任要求及び疑義を出した組合員は陳增福、黃贊鈞兩氏關係者かどうか不明であるが、「一派野心家」(26)と言われている。

『台日』昭和4年3月13日「大龍峒信用組合専務理事拘引さる 背任行為の被疑者として北署へ 尚一名拘引さる、筈」によると、専務理事の陳培瓚が背任行為の被疑者として台北警察署に拘引された

臺北市大龍峒信用組合の専務理事陳培瓚(四二)は十二日午前十時頃、自宅から背任行為の嫌疑で北署に拘引された。先般、臺北州に於て同組合の監査をしたばかりで世間に兎角の噂をかもしてゐる折柄とて附近では大騒ぎである。拘引された陳培瓚は昭和三年一月専務理事に就任して以來、その地位を利用して背任行為をなしてゐたらしく、同人は之といった學歴もなく、又財産もないといふことである。聞く處に依ると他に一人悪い役員があるので、之も拘引される模様である。今回の問題に就いて臺北州では左の如くその理由を發表した。

大龍峒信用組合は創立以來紛擾を重ね、或は屢々役員間に告訴事件があつたり、又は役員の爭奪をなす等、信用を基礎すべき此種の組合にあるまじき事柄が多いので監査を必要と認めたので、先般監査を行ったのである。その結果、州當局としては覺醒せしむると共に、今後一層基礎を強固にする必要から

徹底的に取調べるわけである。併しその他の組合は斯の如き重役の犯罪はないから一般は安心して欲しい云々

尚州當局としては今回は徹底的に取調をなすといふから此間の監査で判明した使用人の犯罪についても同時に取調をなす模様である。

即ち、陳培瓚は昭和3年1月より専務理事を担当しているが、その地位を利用して背任行為をした容疑で昭和4年3月12日に台北警察署に拘引された。

専務理事陳培瓚の拘引により昭和4年3月13日から台北州の命令で大龍峒信用組合は營業停止となつた(27)。

陳培瓚拘引の理由が『台日』昭和4年3月14日朝刊「大龍峒信組後聞 犠牲一人利於全體 諸役員決定和衷善後 即準備融通十數萬再開辦」に掲載されている。

臺北市大龍峒信用組合専務理事陳培瓚。去十二日午前十時、以背任嫌疑。被拘於北署一節。既如所報。是後續聞。此番被拘理由。在用伊妾黃氏實仙名義。於故張福老氏爲組合長。即伊爲常務理事之時。提出擔保品。及所屬證據書類。貸借一千五百圓。全不納利息。約五百圓。比組合長易人。伊爲專務。不知何時。暗將當時提出之物品書類。盡行取去。元金雖納。利息仍滯。至今計算。遠在五百圓之上。此番經州當局。詳細查勘。始得發覺。而遂至此。溯其未關係組合直前。及關係以後。種々所爲。據組合員。與非組合員所言。錄之如左。

一、僑寓廈門。約四五年。利之所在。無所不爲。觸法背道。僑寓不得。去之福州。仍走偏途。關聯之人。輒吃其虧。群思有以報之。至是僑寓又不得。乃返臺灣。再不敢復渡對岸。

一、故取張福老氏爲組合長。爲人告訴之時。伊亦關聯在內。而涉於罪戾。至受執行猶豫之堂諭。

一、在組合內。不時發揮極端專務之權能。凡官廳之監督。組合役員之權限。信用評定委員之評定。伊概無視。唯觸法犯禁。滋事不了之時。輒痛哭流涕。叩頭求免事過境遷。依然不改。

一、組合貸付。不論金額多寡。其人信用如何。實力如何。將來履行如何。一無關心。遂有不當。遂成放漫。

一、組合用人。不本之實際必要。不顧放資得利。一年配當如何。擅用十餘名。不守服務規則。對內對外。有玷信用。

一、不時弄策。離間役員。對甲談乙。對乙疵丙。致使役員組合員之間。互生反感。伊乃居間。陽爲排解。而迄益生嫌隙。組合員對役員對組合。遂無和平之日。

一、組合員貸付。譬如一千圓。伊必出空手形。轉借二百圓。用此方法。轉借不少。組合及組合員。各吃其虧。蓋組合員所借。實額雖還。其空手形。終不取回。

一、毎次總會。伊爲驚馬戀棧。必囑親信數人。爲護身符。或黨同伐異。事後乃各貸以多少。不殊於論功行賞。或慰勞貸付。

以上數款。世論頗紛。但事實非事實。箇中人自能詳知。總之。結論多謂該組合。此數年間。風波疊起。皆伊責任。能使伊盡脫關係。則組合禍根可除。或人惡其誤組合之甚。且以春秋筆法。歸咎前組合長陳培瓚氏。以親及親。力薦伊爲理事。希望後任選任適當。徹底改善。則桑榆之效。不難復收。聞其他諸役員。經此番變故。以爲一人犧牲。利於組合全體。決定和衷協力。一新陣容。準備融通十數萬圓。接濟善後云。

張福老組合長時代、陳培瓚は妾黃氏寶仙名義で担保品、証拠書類を提出して1500円借用したが、利息500円を返金しないままであった。組合長が更迭され、陳培瓚が専務理事になってから、提出した担保物品・書類を密かに取戻し、元金は返納したが、利息を延滞し、その額は500円以上にのぼっている。台北州当局の精査でこの背任行為が判明した。さらに、陳培瓚の罪状がいくつか列挙されている。①4、5年間、厦門に僑居し、福州、台湾を往復し、利のある所には関わった。②張福老は招聘され組合長になったが、告訴された時、陳培瓚は内で関係し罪があったにもかかわらず執行猶予になっていた。③組合では専務理事の権限を極端に発動し、官庁の監督、組合役員の権限、信用評定委員の評定を全く無視していた。④組合の貸付について、金額の多寡、その人の信用如何、実力如何、将来的履行如何に全く関心を示さず、不当な放漫貸付を行っていた。⑤組合の人事については実際の必要に基かず、投資利益及び一年の配当如何を計算せず、好き勝手に10数名を採用した。また服務規則も守らず、組合内外の信用を落とした。⑥しばしば愚弄な策をもちい役員を離反させ、役員間に反感を生じさせていた。⑦組合員への貸付について、例えば1000円貸付する場合、彼は空手形をだして200円を転借した。そのために組合員からは実額1000円分は返済されても、空手形200円分は回収されないままである。⑧総会ごとに陳培瓚は「親信」数人に委嘱して、敵対側を攻撃した（派閥闘争を行った）。即ち、「此數年間。風波疊起。皆伊責任」と言われている。

陳培瓚だけでなく「他の信用組合役員中にも不正事件があったらしく、更に其方面に手が延びるやうな模様がある」(28)と言われた。

大龍峒信用組合では陳培瓚が逮捕されたが、3月15日に釈放された。大龍峒信用組合では陳清秀を組合長、連錦淵を主事に推そうという動きが出ているが、野心家が暗中活躍している。組合には三派の派閥抗争があった。一派は現任組合長の陳榮森、副組合長楊仲佐、専務陳培瓚、その他数名及び組合員陳玉鳴。一派は台湾銀行の陳鐘及び余逢時、陳欽銘の三氏。一派は陳天順、陳清秀、

王成渠、王成章、顔錦川の諸氏で、同派は中立的態度であった。この三派が毎年の総会で派閥抗争を続けていたのであった(29)。

『台日』昭和4年3月28日夕刊「大龍峒信組後聞 陳専務擁護派 運動開臨時總會」によると、専務理事の陳培瓚が台北警察署に拘束され、当局より営業停止命令が出されてから、官民双方で善後方策が議論されているが、役員問題、金融問題が未解決のままである。その中で一二の派閥が暗中策動している。陳培瓚は釈放後辞表を提出したが、その一派の陳玉鳴、翁沛疇その他諸人が多数の組合員を運動し、臨時総会の開催を請求した。彼等は張福老（元組合長）に捺印を求めたが、張福老はまず理由書を見せるように要求した。しかし、拒絶したために、陳福老は拒否した。同日、彼等はアジア旅館で集会し理事候補者に陳榮森、楊仲佐、李鍾生、陳清秀、杜天禎、鄭老桂、李騰嶽の七氏、監事候補者に李根盛、李景叢、李金科三氏をあげた。しかし、好事家は以下のように評している。上記の各氏はしばしば組合の混乱を見ているから承諾しないであろう。しかも陳清秀は父親（陳天來）を助けて錦記茶行を経営し、近くサンパウロへ渡航予定であり、兄の陳清素と交代させ彼を組合長にする説があるが、これは実現し難いであろう。李鍾生はかつて組合の主事となっていたが、弊害が生じたので辞職した。組合が徹底的に改革されない限り専務理事となるのは実現が難しいであろう。杜天禎は従来、この混乱の渦の中に巻き込まれたくないという持論があり、彼を理事にするのも実現が難しい。その他の諸氏も同じ意見をもっている。現在の理事監事の中にも特別の事情のある者を除き、組合改革後辞任する意志を漏らしている。最も辞任の意志を強く持っているのは陳培瓚である(30)とのことである。

『台日』昭和4年4月2日朝刊「大龍峒信組續聞 善後方策議論紛々 或説辜氏一時暫出援助」によると、辜顯榮に組合長に就任してもらい面目を一新してもらいたいという希望と監督官庁から現役役員の中から選出してもらいたいという希望がでていた(31)。これらの希望は恐らくは組合関係者からでたものであろうと推測される。

『台日』昭和4年4月3日「大龍峒信用組合近く役員大改造 業務開始はその後」によると、大龍峒信用組合は休業中であるが、事件も大体片付いたので近日中に臨時総会を開き役員その他を大改造し陣容を立直して業務開始となるであろうと報道された(32)。

『台日』昭和4年4月8日朝刊「大龍峒信組續聞 六日於大和行開役員會 辜顯榮氏雖允設法善後 但爲内後組合長之説似難行」によると、4月6日午後2時に大和行において現役員の楊仲佐、陳天順、余逢時、王成渠、陳清秀（代理）、顔錦州（代理）の諸理事及び陳欽銘、

陳玉瑤、陳維貞、劉銀漢（代理）の諸監事が集り、辜顯榮も列席した。辜顯榮に難局の收拾を依頼したところ、辜顯榮は承諾し、諸人も辞任書を提出した。陳榮森、王成章、陳培璜の三氏は両日中に高橋知事を訪問し情況報告する予定であると報導された（33）。

『台日』昭和4年4月13日「大龍峒信用組合に全役員改選を命ず 假理事に辜顯榮氏等新任」によると、予て事業停止中の大龍峒信用組合に対し、台北州知事は4月10日付で産業組合法第61条により全役員に改選を命じ、同時に第60条の2によって辜顯榮、許智貴、李俊啓、李璠、李延彬の5名に仮理事を命じた（34）。「大龍峒信用組合は役員間に党派を設け常に軋轢甚だしく事業の遂行が圓滿に行はれず公益を害するものと認めたので臺北州は此の擧に出でたものである」（35）、理事を命ぜられた5名は11日夜8時から理事会を開催し、組合長に辜顯榮、副組合長に許智貴を互選し、近く臨時総会を開き、役員を新任し、そのうえで業務の停止を解除し開業するに至るであろう（36）と言われた。組合の預金は21万円、その内、定期預金7万円、普通預金14万円、また組合資産は現金6万円。有価証券1万2000円で、新役員は「共同一致、責任を持つから、決して一般の心配はいらない」と関係者は語っていると報導された（37）。

『台日』昭和4年4月14日「大龍峒信組の臨時役員選任理由 組合員の自覚を望む 衛藤臺北州勸業課長談」によると、衛藤臺北州勸業課長は大龍峒信用組合の臨時役員選任理由と組合員の自覚を望む談話を発した。陳榮森、楊仲佐、陳天順等の幹部が鳩首協議の末、時局收拾に関し一再ならず辜顯榮に懇願したので、辜顯榮は州庁に陳情に及び、その結果むしろ辜顯榮自身をして時局を收拾させるを捷徑とするに至り、辜顯榮は余儀なく大龍峒信用組合は勿論、大稻埕の平和のためにその任に当たることとなった。臨時役員が公平に新役員を選出することをできるようになれば、業務の開始も近く、且つ開始後に取付等が起る心配がないほどに充分に資金その他の準備ができる見込みである。「然しながら舊役員が徒らに私利私慾の爲めに再び本組合を利用せんとするの目的を以て各種の策動を爲すに於ては、到底本組合の救済は不可能にして、遂には本組合は解散するの已む無きに至るやも知れずと観測せられてゐる。組合員たる者は自覚して之等の渦中に投じないやう互に戒しめねばならぬ」（38）と述べられた。

『台日』昭和4年4月21日「大龍峒信用組合陣容を一新 きのふの臨時總會で」によると、4月20日に大稻埕蓬萊閣で大龍峒信用組合の臨時総会が開かれた。衛藤臺北州勸業課長、小池産業主事ほか列席、組合員726名中出席者206名、委任状486名で行われた。理事に辜顯榮、楊中佐、陳天順、陳榮森、顏錦川、陳清秀、李俊啓、李鍾生、鄭老桂、監事に李強權、郭烏隆、吳起通、李根盛

が選出された。陳天順から「重役になったものはこれから金を借りる事は出来ぬやうに規約を設けやうではないか」との動議をなし李俊啓は「甚だ結構なことであると思ふ。役員のみならず其の家族も借りられない事に致しませう」と提案され、満場一致で拍手裡に3時45分に閉会した（39）。

この役員家族が組合から資金融通できないようにしたことは陳培璜が専務理事時代に資金借用を行ない、利子未払いの不正事件を起こし、官憲の介入、営業停止を受けた苦い経験から、健全経営を行うための施策であった。

『台日』昭和4年5月5日「大龍峒信用組合 六日から業務開始 取附などはあるまい」によると、近々大龍峒信用組合は官庁の認可を受け5月6日より業務開始の予定である。組合員は「新役員が……顔觸の申分なきにより組合員は孰れも安堵をなし、新役員を信頼しつゝあり」、組合には現在6万円余の銀行預金があり、華南銀行より6、7万円位は何時でも借入でき、主な組合員は業務開始と同時に10万円以上貯金をなす予定で、業務開始後取付等はないと監督官庁及び組合役員は言明しているとのことである（40）。

5月6日予定通り、大龍峒信用組合は再開し、極めて平静であった（41）と言われた。

IV 龍江信用組合としての再出発

『台日』昭和5年1月28日「大龍峒信組の改稱と他區域侵入は信組の精神に悖る 稻江信組では対策を講ず」によると、過般の総会（昭和5年初に行われたものであろう）で大龍峒信用組合は龍江信用組合と変更した。事務所を大龍峒から太平町に移転する議は保留されているが、大龍峒信用組合が太平町に移転すると信用組合の区域分けに障害をもたらす可能性が出てきたと危惧されている（図1参照）。即ち、従来、台北では大稻埕、万華、古亭町、大龍峒の四区に分割して1区1組合を置き城内に台北信用組合を置く事を原則として分割されたものである。この1区1円以外において仕事をする事になると自然貯金の争奪やら貸出に対する不利不便を生じ利害多く、惹いて組合と組合間に面白からざる結果をもたらし、組合自体を不健全ならしめ、又監督官庁の監督上にも種々支障をきたし組合設立の精神に悖ると危惧された。稻江信用組合は中止を大龍峒信用組合に忠告し、聞き入れられない場合は監督官庁に極力取り締まるように交渉する（42）と報導された。

『台日』昭和5年5月2日夕刊「稻江龍江兩信組 改稱問題解決 組員整理尚懸」によると、監督官庁は2月28日に龍江信用組合への名称変更を許可したが、組合事務所の下奎府町一丁目の大稻埕取扱所への移転は保留された。龍江信用組合の組合員で稻江信用組合に重複加入しているものが100余名をくだらず、役員13名中9名が

稲江信用組合に重複加入している。稲江信用組合が資金の剰余金の返還を行い、脱退を認めれば脱退することができ、龍江稲江両者の組合維持は難しくなるであろうと言われた(43)。

一方、『台日』昭和6年1月9日「龍江信組改革後初回配利」によると、再開後の龍江信用組合の「瘡痍未復」(損害はまだ回復せず)、利益配当を行えない。昭和5年以来、極力整理中で、5万4000円の資金に対して僅かにしか収入がなく、昭和5年度の純利益は8000円で利益配当は6分の予定であった(44)。再開後の龍江信用組合では業務内容整理改善に苦闘していたのである。

『台日』昭和6年1月15日「加入兩信組以上組合員使其脱退一組合 稻舩龍江問題解決 總會後各著手整理」によると、大正9年(1920)の地方制度改革により、台北市内の大稻埕・舩舩・大龍峒諸区域では、各区に信用組合を設け、区行政区域を組合設立区域とした。しかし、任意加入で組合員となることができるが、1人で2組合以上に加入するものは大凡100余名である。組合精神に反するのみならず、万一信用上に事故が生じた場合は加入している両組合に弁済できなくなる。昭和5年に以上の重複加入を整理することが提議されたが実行されていない。台北州勸業課は組合員名簿の提出を命じ、新加入を欲する者には必ず名簿と対照しまだ未加入の場合は新加入を認めることとした。12月20日は台北市勸業課は三組合幹部を集め市街協議整理方法について精査し、各組合總會事務が一段落した後、整理に着手することになった。その方法は①不文律による組合区域、②債務関係、③役員関係の有無、④加入年月日の遅速である。以上の事情を参酌して整理を行う。その方法の一は除名処分、二は加入取消。三、譲渡脱退、四、債務整理、五、脱退予約であった(45)。

以上の監督官庁の方針に基づいて、稲江・舩舩・龍江の三信用組合では今後、組合員の新加入については重複加入がないかどうか名簿に基いて審査され、重複加入の場合は除名、加入取消等を行われることになった。ただ、龍江信組再開時にすでに稲江に重複加入している組合員について上記の規定が適用されたかどうか不明である。さらに稲江信用組合による龍江信用組合の区域と重複することに対する抗議にどのように対処されたかも不明である。恐らくは組合地域の重複、及び重複組合員の処理は行われず、新加入の組合員のみ重複加入の禁止が行われたものであろう。

さて、昭和6年(1931)には財界不況により台北州の信用組合では台北信用組合などが高率配当を禁止し、産業組合規則第17条の規定にもとづき年6分以下にし、特別の事情にあるものでも8分以上超えることはできないとすることが台北州に要請されていた。台北州は、高率配当の制限は新竹州以外では厲行されているとした(46)。

ただ、龍江信用組合では台北信用組合の提案を受け、昭和6年～11年には1年配当を6分にしていた(47)。また、昭和7年～11年には貸付金利子、貯金利子も低下させた(48)。

こうした中で、龍江信用組合の経営をみてみよう。『台日』昭和6年8月25日「龍江信組 上半期業績 純益金九千餘圓」によると、龍江信用組合は改革後、成績は漸次佳良であり、昭和6年上半年の7月末日までの業績は利益金4万余円。支出3万円余で、純益金9400円である。「財界不況之秋。猶能順調進行」しており、下半年と合せると昭和6年度の純益金は1万2、3000円に達する予想であった(49)。

『台日』昭和7年1月28日「龍江信組 配當年六分可決 理事は全部重任」によると、龍江信用組合の第14回通常総会が蓬萊閣で開かれた。「財産目録、貸借対照表、事業報告の承認、剰余金處分案(配當年六分)、準備金及特別積立金を事業資金に運用の件、取引銀行の件、借入金最高限度の件(七萬圓)、一組合員に對する貸付金及手形割引金最高限度の件(擔保貸六千圓、信用貸二千圓、割引三千圓)」を全部原案通り可決した。李鐘生専務理事報酬月額100円から110円にする提案がなされたが、120円に値上げせよとの会場からの提案があり、満場拍手で可決された。「僅か三十分で總會を終り、本島人側の組合としては實に珍しいレコードを作った」(50)と言われた。

『台日』昭和8年1月30日「龍江信組總會」によると龍江信用組合の第15回通常総会は1月29日に江山樓で開かれ、李専務理事が「昭和七年度の事業報告を為し、之に對し李監事の検査報告あつて議事に入り剰余金處分案(配當年六分)の外、盛澤山な議案を質問さへなく一瀉千里に何れも原案可決、監事四名全部任期満了の所、何れも重任することとなり、信用評定委員の改選は役員に一任して議事を終は」(51)った。

『台日』昭和9年1月23日「龍江信組總會 配利六分 貸付額擴張」によると、「稻江・龍江兩信組、近來總會。頗有秩序。比之臺北信組。無多遜色。勿論中心人物。必歩調一致。秉公力辨。便組合員、理解信認、乃能使然」(52)と言われ、稲江・龍江兩信用組合は近年の總會は非常に秩序があり、台北信用組合と遜色がない。これは兩信用組合の中心人物は共同一致し、公正に事業を推進し、組合員の信認につながっているとされている。

『台日』昭和9年1月30日「各地信組 總會彙報」によると、龍江信用組合の通常総会は1月28日に蓬萊閣で行われ「次審議々案。十數件僅半時間。均照原案可決」と言われた。さらに昭和9年9月5日「萬華兩信組 嚴重検査 乃開臨時總會」によると、「稻江・龍江・舩舩三信組於四五年來、紛爭不息。然昭和四年、曾對稻江・龍江兩組合、嚴重検査、斷行大改革。今已面目一新、業

績恢復」(53)と言われた。即ち、稲江と龍江の両信用組合は業績が順調に回復していた。

『台日』昭和10年1月29日「龍江信組 總會平穩」によると、1月27日に龍江信用組合の第17回通常総会が江山楼で開かれ、「理事楊仲佐氏辭職、其補缺選任。一任於議長、於是議長乃指監事郭烏隆氏爲理事。鄭得能氏爲監事。信用評定委員之選任、一任於理事會銓選」(54)と言われ、理事楊仲佐の辭職でその補任が議長に一任され、議長は監事郭烏龍を理事に指名し、鄭得能を監事に指名した。

『台日』昭和11年1月20日「龍江信組總會」によると、龍江信用組合の第18回通常総会が1月19日に蓬萊閣で開かれ、「組合長辜顯榮氏病氣で缺席のため理事陳天順氏議長となって議事を進行、專務理事李鐘生氏の事業報告に對し監事李境儀氏監査の報告をなして財産目録、事業報告書、本年度剩餘金七千九百八十一圓三錢の處分案(年六分を配當)定款變更案その他七項に及ぶ議案を原案通り議決又は承認し、專務理事の報酬と退職役員楊中佐氏慰勞金の兩件を役員會に一任して議事を終へ」(55)た。

『台日』昭和12年1月26日「龍江信組總會 極見圓滿 監事俱留任」によると、1月24日に龍江信用組合の第19回通常総会が江山楼で開かれた。「該組合於昭和四年大混亂後。根本的整理。厥後全歸平靜。業績漸見向上」と言われ、再開後の龍江信用組合は平靜を保ち、業績は向上している。「李專務報告業績。鄭監事報告監査。十數條議案。無一質問反對。俱照原案可決」、即ち、審議事項はすべて反対なく原案通り可決された。「借入金最高限、七萬圓改爲十萬圓。一組合員貸付最高限度一萬二千圓。内信借二千圓。割引三千圓。專務理事報酬。一任於役員會決定。理事一名補選之事。保留至來年改選期乃一齊改選。監事留任。信用評定委員一任役員會。次定款變更。現在下奎府町一丁目之取扱所。改爲本務所。大龍峒町事務所、改爲從事務所。配利五分」(56)とされ、ここで注目すべきことは稲江信用組合との区域重複で揉めていた問題である龍江信用組合の下奎府町一丁目にある取扱所を本務所事務所としたことである。これによって稲江信用組合との区域重複は確定されたとと言える。即ち、重複の新会員を認めない政策が定着し、稲江・龍江両組合とも業績が安定的に向上し、両組合の総会も平穩無事であることから、稲江信用組合が龍江信用組合との区域重複を事実上黙認したものと言えよう。もう一点、注目すべきことは年配当を5分に低下させ、さらに組合経営の礎を固めたことである。

昭和13年には、創立20周年記念式と辜顯榮の死去に伴う追悼会の挙行、1月23日開催予定の通常総会で理事9名の改選が問題になっていた(57)。

『台日』昭和13年1月24日「龍江信組總會 理事監事

は指名」によると、1月23日に蓬萊閣で開催された第20回通常総会において理事に李鐘生、陳榮森、陳天順、顏錦川、李俊啓、陳清秀、郭烏隆(以上重任)、許智貴、李培穢(新任)、監事に李金柯氏を指名した。尚創立20周年記念費として国防献金800円、祝賀会費、表彰式費、物故役職員追悼費等1700円を計上決定した(58)。

『台日』昭和13年7月30日「龍江信組廿周年記念式」によると、7月29日に龍江信用組合創立二十周年記念式及び役職員勤続表彰式が蓬萊閣で行われた。臨席官財務局長代理辻畑府事務官、知事代理鈴木内務部長、大越州勸業課長、酒井主事、來賓許丙、陳天來、黃金生、李建興、その他100余名が列席した(59)。

『台日』昭和14年1月23日「龍江信用組合 配當年五分 監事は留任」によると、1月22日に江山楼で龍江信用組合の第21回通常総会で開催され年の配当は5分のままであった(60)。

『台日』昭和16年12月3日「新任龍江組 會長決る」、龍江信用組合の組合長は11月28日の役員会で互選の結果、新元竹四郎が当選し、州当局の承認を得て就任した(61)と言われた。即ち昭和16年になると台湾総督府による信用組合管理が強まり、台湾人組合に日本人組合長が誕生したことになる。

太平洋戦時下ではさらに信用組合への戦争協力への圧力が強まる。『台日』昭和17年6月29日「貯蓄で築け大東亞 六 産組の努力に期待 大稻埕方面組合側の協力ぶり」によると、産業組合連合会が7月1日に成立予定であり、日本国家の産業組合、信用組合への期待が強まっている。その方針は産業組合貯金額の目標を昭和16年に7500(万)円とたてたが、3800余(万)円でまだ未達成である。昭和17年度の産業組合貯金額を7000万円に決定し、実施にはあたっては前年度分の未達成分も含め8500万円の増加を達成しなければならない。台北市内各信用組合は貯蓄奨励計画夫々独特の創意と工夫をもって産業組合の重大使命の果すべく張り切っていると述べた(62)。そして、龍江信用組合からは従来の信用組合事業に加え、児童への貯金奨励を行っており、今後は婦女子へ貯金奨励を行っていくという方針が語られていた(63)。

おわりに

大正7年(1918)に成立した大龍峒信用組合は中小産者に対する産業資金融通を目的とした台湾人組合であった。設立者メンバーは大龍峒地域の名望家、資産家であり、日本語能力のある人物であった。昭和5年に龍江信用組合と名称が変更された。その間の組合事業は『台湾産業組合要覧』(台湾総督府)各年度より考察すると、大きな問題はなく、順調に推移していた。しかし、組合内での党派的対立が激しかった。一派は陳榮森、楊仲佐、陳培穢、陳玉鳴、一派は陳鐘、余逢時、陳欽銘、もう一

派は陳天順、陳清秀、王成渠、王成章、顏錦川の諸氏で、同派は中立的態度であった。この三派が毎年の総会で派閥抗争を続けていたのであった。中でも陳培瓚が策動の中心人物であり、様々な背任行為を行っていたが、張福老組合長時代、陳培瓚は妾黃氏寶仙名義で担保品、証拠書類を提出して1500円借用したが、利息500円を返金しないままであったために、昭和4年3月12日に背任罪で台北警察署に拘束された。そのため大龍峒信用組合は営業停止処分を受けることになる。昭和4年4月10日に台北市が介入し、辜顯榮を組合長とし、それまでの役員を全部改選することによって営業再開を認めた。5月6日に営業を再開し、昭和5年1月28日に龍江信用組合と名称を変更し、事務所を下奎府町一丁目の大稻埕取扱所への移転する計画をたてた。大稻埕に基盤を置く龍江信用組合は当初、組合員の重複、預金の重複を恐れ、危惧感をもっていた。しかし、両組合ともに年配当率を6分に抑え、組合資金の充実による経営が行われたために、発展し、対立は生じなくなり、龍江信用組合の事務所移転は認められた。龍江信用組合として再開後は辜顯榮を中心に堅実経営が行われ、総会での対立、騒擾事件は起こらなかった。昭和16年から台湾総督府による信用組合管理が強まり、台湾人組合に日本人組合長が誕生し、太平洋戦争における資金協力体制に移行していった。

戦後の民国35年（1946）10月15日に有限責任台北市龍江信用合作社として再出発し、民国36年（1947）に合作社法により章程を制定し、及び台湾省行政長官公署合作事業管理委員会の批准をへて、有限責任台北市第五信用合作社となり、民国51年（1962）保証責任台北市第五信用合作社となった（64）。

註

- (1) 松田吉郎「日本統治時代台湾における産業組合教育について」『教職課程研究』第13集、2003年3月。
- (2) 『台湾総督府公文類纂』43号 6554冊 1 大龍峒信用組合 1918-01-01（大正7年）第34卷民財第3936、「有限責任大龍峒信用組合設立許可ノ件」。
- (3) 『台湾日日新報』（以下、『台日』と略称）明治44年7月23日～昭和6年1月27日まで文壇等で漢詩が載せられたり、同風会の役員としての活動が記されている。『台湾総督府公文類纂』1901-04-25（明治34年）第36卷「鑛第一八一號業主顏雲年外一名及鑛第三一六號陳培根外二名著手屈、鑛第一號、同第一二八號代理人變更屆進達」では「鑛業人陳培根」とあり、砂金採取の鉱業人であった。
- (4) 註(2)に同じ。
- (5) 註(2)に同じ。
- (6) 註(2)に同じ。
- (7) 註(2)に同じ。『台日』明治44年9月16日～昭和

7年2月1日に漢詩が載せられている文人であり、五堵骸炭会社の創立者、同風国語普及会副会長等を務めた。

- (8) 註(2)に同じ。
- (9) 『台日』明治44年2月8日「断髮会事之種種」。
- (10) 『台日』大正9年8月12日「大龍峒同風寄附」。
- (11) 註(2)に同じ、及び『台日』大正9年6月1日「祝文官及第」に本島人文官及第者の劉鐵甲は臺北庁大加納堡中崙庄保正劉銀漢の長子である。劉鐵甲は当事、艋舺公学校教諭、次男は工業学校卒業後、新高銀行雇員になっていると報道されている。
- (12) 註(2)に同じ。
- (13) 『台日』明治38年9月27日「猫鼠同眠」。
- (14) 註(2)に同じ。
- (15) 註(2)に同じ。
- (16) 註(2)に同じ。
- (17) 『台日』大正9年11月10日「龍峒信用組合現況」。
- (18) 『台日』大正12年5月19日「吳專務之述懐」。
- (19) 柯秋潔は『台湾総督府職員録系統』によると、明治34～40年、台北県八芝蘭公学校訓導である。
- (20) 『台日』大正14年7月17日「龍峒組合長易人」。王成章は詩壇で活躍している人物である（『台日』大正4年9月15日「詩壇 送潤庵詞兄之福州」王成章）。
- (21) 『台日』昭和2年1月30日夕刊「大龍峒信組合通常総会」。陳天順は官煙元売捌人（『台日』明治42年3月13日「大賣聯絡」、明治42年3月21日「官煙畫界」、明治42年9月19日「合同售煙」）。陳錫本の詳しい来歴は不明。陳増福は艋舺公学校訓導、文官（『台日』大正7年5月15日「祝賀文官合格」、弁護士（『台日』大正12年3月19日「陳氏祝賀會」）。陳榮森は包種茶商人（『台日』大正12年5月25日「包種茶與包装」）、大稻埕榮興茶行（『台日』昭和8年4月12日「臺灣緑茶消滿洲輸出採算頗有望 十日開製茶講習」）。
- (22) 『台日』昭和2年1月30日夕刊「大龍峒信組総会 一時議論沸騰」。
- (23) 黄贊鈞（三才）は詩人（『台日』明治44年9月16日「詞林 因洪水感賦」黄贊鈞）、炭坑公司経営者（『台日』大正7年9月22日「五堵骸炭公司組織」）、同風国語普及会副会長（『台日』大正10年7月13日「同風国語普及會」）、台湾日日新報社記者（『台日』昭和2年12月10日「華燭の典」）。楊仲佐は林本源第三房員（『台日』大正6年1月14日「喬遷宴客」）、陳春金は文化協会会員（『台日』昭和2年3月16日「無謂之爭組合長 官廳臨場引繼 託辯護電話拒絕 狡猾役員之煽動」）、大亞洲黎明会会員（『台日』昭和9年3月27日「大亞洲黎明會發會式」、台北商工会議所議員（『台日』昭和13年7月7日「陳春金氏から國防獻金」）。陳培瓚は保甲局員（『台日』明治32年12月8日「憤々尋仇」）、

- 塵芥掃運業者（『台日』明治34年1月23日「衛生議辦」、
 檢疫委員（『台日』明治34年5月15日「檢疫委員」、
 台湾神社祭典委員（『台日』明治34年10月26日「祭費
 鳩備」、大龍峒殷戸・保甲局副長（『台日』明治35年
 1月10日「張冠李戴」、大龍峒衛生会会長（『台日』
 明治35年5月10日「議整衛生」、大龍峒区長（『台日』
 明治36年3月7日「事務重新」、大龍峒富紳（『台日』
 明治36年3月21日「派所落成」、台北天然足会会員
 （『台日』明治36年3月26日「饞宴兩誌」）。
- (24) 『台日』昭和3年10月6日朝刊「大龍峒信組發生問
 題組長等被拘」。
- (25) 『台日』昭和4年2月1日「大龍峒信用組合總會
 解散だけは免る 監督官廳の注意で無事終了 閉會後
 も未練氣にゴテる」。許丙は台湾総督府評議員、華南
 銀行監査役、協成土地建物株式会社監査役、永昌産業
 株式会社代表取締役、久大実業株式会社監査役、新新
 興行株式会社取締役、昭南鑛業株式会社監査役、打狗
 土地建物株式会社監査役（『改訂台湾人士鑑』1937年
 9月、台湾新民報社、1989年5月日本図書センターよ
 り『台湾人名辞典』と改名して復刻、82頁）、郭廷俊
 は総督府評議員、台湾社会事業協会理事、台北友愛
 会会長、台北市北区生活改善会会長、台北総商會会長、
 稻江信用組合長、永樂店舖建築信用組合長、庶民信用
 組合理事、林本源柏記産業株式会社取締役、台湾軌道
 株式会社取締役、台湾オフセット株式会社監査役、株
 式会社永樂座監査役（前掲『改訂台湾人士鑑』54頁、
 尚、松田吉郎「郭廷俊の社会事業」『東洋史訪』第14
 号、2008年3月を参照されたい）。
- (26) 『台日』昭和4年2月5日夕刊「大龍峒信組總會
 経過實況」陳玉鳴。
- (27) 『台日』昭和4年3月14日「大龍峒信用組合營業
 停止のふ州から命令」。
- (28) 『台日』昭和4年3月16日夕刊「大龍峒信組不正
 事件 調査一段落」。
- (29) 『台日』昭和4年3月23日「大龍峒信用組合 漸放
 一線光明 風聞欲推陳清秀氏爲組合長連錦淵氏爲主事
 唯野心家尚暗中活躍」。連錦淵は新高銀行員（『台日』
 大正7年11月27日「埃津近訊」）同銀行新莊出張所長
 （『台日』大正12年6月11日「連陳結婚」）。陳玉鳴は稻
 江怡和巷街一番戸。公学校卒業後、台北医学校進学、
 明治40年（1907）卒業、台北医院助手、台北監獄医務
 嘱託（『台日』明治42年1月13日「箕裘克紹」）、玉仁
 医館経営（『台日』明治42年6月23日「里巷瑣聞 蟬
 琴蛙鼓」）、断髮（『台日』大正元年2月4日「断髮續
 聞」）。王成渠は大稻埕中街六番戸医師（『台日』明治
 40年1月25日「猫鼠同眠」）、大稻埕濟安病院医師
 （『台日』明治43年6月16日「濟安會議」）。顏錦川は台
 北市永樂町3丁目37番戸で庶子の顏泗津は鈞眼鏡等窃
 盜逮捕されている（『台日』大正14年6月2日「竊盜
 犯付公判」）。余逢時は台北公益会幹事（『台日』大正
 13年1月1日「迎春所感」、平溪庄長（『台日』昭和
 2年5月11日「余逢時氏任平溪庄長」）。陳欽銘は稻江
 公学校生（『台日』明治36年7月12日「公學生觀光」、
 国語学校国語部生（『台日』明治38年7月5日「奇特
 なる學生」）、総督府医学校卒業後、艋舺に私立養和医
 院を開業（『台日』明治40年5月17日「養和醫院開業
 宴」、阿片癮者の治療（『台日』明治41年4月22日
 「雜報/黒海慈帆」、解纏足（『台日』明治44年8月3
 日「解纏足鞋様可借觀」、暴風雨害への善挙を行なっ
 た富紳（『台日』明治44年9月5日「富紳善舉」）。
- (30) 『台日』昭和4年3月28日夕刊「大龍峒信組後聞
 陳專務擁護派 運動開臨時總會」。陳清秀は錦記茶行
 （『台日』昭和4年11月16日「人事」、詩人（『台日』
 昭和7年7月19日「詩壇 南洋舟中作 元芝 陳清秀」
 「瓜哇三寶洞懷古 元芝 陳清秀」）。翁沛疇、李鐘生
 については『台日』には関連資料が見当たらない。杜
 天禎は裕余株式会社（外貨兌換、雜貨販売を目的、
 『台日』大正14年6月20日「新會社裕餘成立」、台北
 藥材公司経営者（『台日』昭和元年6月14日「臺北藥
 材公司重新旗鼓」）。鄭老桂は裕民影片公司（映画配給
 会社）経営者（『台日』昭和6年2月4日「新影片試
 寫」『台日』昭和6年3月4日「火燒紅蓮寺上映」）。
 李騰嶽は台北宏仁小児科醫院の経営者・医師（『台日』
 大正13年10月21日「宏仁小児科醫院落成 星社公所亦
 移在院内用綴數章示諸吟侶」）。李根盛は新高銀行行員
 （『台日』大正7年11月10日「新銀行務擴張」）。李景叢、
 李金科については『台日』には資料が見えない。陳清
 素は錦記製茶株式会社専務、陳天來の長男、台北州州
 會議員（陳清波）の令兄、スマランの錦記支店長とし
 て25年間、当地に在住し、台湾茶の貿易に活躍した人
 物である（『台日』昭和15年6月8日「蘭印の民情を
 見る 上 年中白服で暮せる 土人の性情は低級」）
- (31) 『台日』昭和4年4月2日朝刊「大龍峒信組續聞
 善後方策議論紛々 或説辜氏一時暫出援助」。辜顯榮
 は貴族院議員、台湾総督府評議員、彰化銀行取締役、
 台北商業会会長、台湾日日新報社取締役、大和製氷取
 締役、龍江信用組合長、明治製糖株式会社監査役（前
 掲『改訂台湾人士鑑』96頁）。
- (32) 『台日』昭和4年4月3日「大龍峒信用組合近く役
 員大改造 業務開始はその後」。
- (33) 『台日』昭和4年4月8日朝刊「大龍峒信組續聞
 六日於大和行開役員會 辜顯榮氏雖設法善後 但爲
 内後組合長之説似難行」。
- (34) 『台日』昭和4年4月13日「大龍峒信用組合に全役
 員の改選を命ず 假理事を辜顯榮氏等新任」。許智貴
 は台北市協議會員（『台日』大正12年10月4日「陳家

- 林孺人葬儀 先時開公弔會)、許姓宗親会を許梓桑・許丙・許松英らとともに創設(『台日』昭和3年2月3日「許姓宗親會開發起人會」)、江善慧・許梓桑・柯秋潔・黃卓臣らとともに北投修養会を創設(『台日』昭和4年8月16日「北投修養會畫展」)、台北市教育後援会評議員(『台日』昭和5年2月20日「教育後援會評議員委員會」)、台北州常置員(『台日』昭和9年3月4日「臺北州常置員會 基北間道路舗装費 改充古亭橋工事費」)、台北市北警察署保甲協會會長(『台日』昭和13年5月20日「北署保甲協會に褒状下賜の御沙汰」)、有価証券業東興商事の創立(『台日』昭和14年5月8日「東興商事創立」)を行った人物である。李俊啓は台北市大稻埕で屈臣藥房経営(『台日』大正13年11月14日「李趙聯婚」)、大稻埕町委員(『台日』大正14年8月5日「朝曦亭の朝會」)、身心修養機關の創設(『台日』昭和4年4月25日「臺灣高士林創於北投作身心修養機關」)、觀音山自動車会社社長(『台日』昭和6年2月17日「觀音山自動車 廿五日開通」)である。李墀儼、李延彬は『台日』に記事が見えない。
- (35) 註(34)に同じ。
- (36) 註(34)に同じ。
- (37) 註(34)に同じ。
- (38) 『台日』昭和4年4月14日「大龍峒信組の臨時役員 選任理由 組合員の自覺を望む 衛藤臺北州業課長談」。
- (39) 『台日』昭和4年4月21日「大龍峒信用組合陣容を一新 きのふの臨時總會で」。李強儼は『台日』に記事が見えない。郭烏隆は台北大稻埕中街豪商怡美行主人(『台日』大正11年3月5日「郭家公弔」)、台北貿易商協會評議員(『台日』大正11年3月9日「郭家公弔盛況」)。吳起通は『台日』に記事が見えない。
- (40) 『台日』昭和4年5月5日「大龍峒信用組合 六日から業務開始 取附などはあるまい」。
- (41) 『台日』昭和4年5月7日「大龍峒信用組合 六日再開辨 貯金多於領出」、蓋開けの大龍峒信組第一日の預金十萬餘圓 新役員を信用し極めて平靜」。
- (42) 『台日』昭和5年1月28日「大龍峒信組の改稱と他區域侵入は信組の精神に悖る 稻江信組では對策を講ず」。
- (43) 『台日』昭和5年5月2日夕刊「稻江龍江兩信組 改稱問題解決 組員整理尚懸」。
- (44) 『台日』昭和6年1月9日「龍江信組改革後 初回配利」。
- (45) 『台日』昭和6年1月15日「加入兩信組以上組合員 使其脱退一組合 稻江龍江問題解決 總會後各著手整理」。
- (46) 『台日』昭和6年1月15日「不許信組高率配當 臺北信組向州抗議 北州將轉向竹州抗議 竹州以外皆限八分以下」。
- (47) 『台日』昭和6年1月30日「龍江信組總會 議事一瀉千里 配當六分」、昭和7年1月28日「龍江信組 配當年六分可決 理事は全部重任」、昭和8年1月14日「龍江信組總會 配利六分」、昭和9年1月23日「龍江信組總會 配利六分 貸付額擴張」、昭和10年1月29日「龍江信組 總會平穩」には「配當照舊年六分」、昭和10年12月28日「龍江信組 配利内定六分」とある。
- (48) 『台日』昭和7年8月30日「各信用組合でも金利引下げの肚 稻江、萬華、龍江組合」、昭和7年9月1日「北市信組降利 艋舺自一日起實行 稻江龍江近將實施 庶民因低利而不降」、昭和7年9月6日「稻江信組 内定降利 俟與龍江同時」、昭和7年10月16日「龍江信組 十六日降利」、昭和8年7月25日「龍江信用組合 廿五日より利下げ」、昭和8年7月26日「龍江信組 貸附降二厘 高利傾向漸除」、昭和11年4月18日「龍江信組 貸付降三厘 新設見返擔保」。
- (49) 『台日』昭和6年8月25日「龍江信組 上半期業績 純益金九千餘圓」。
- (50) 『台日』昭和7年1月28日「龍江信組 配當年六分可決 理事は全部重任」。
- (51) 『台日』昭和8年1月30日「龍江信組總會」。
- (52) 『台日』昭和9年1月23日「龍江信組總會 配利六分 貸付額擴張」。
- (53) 『台日』昭和9年9月5日「萬華兩信組 嚴重検査 乃開臨時總會」。
- (54) 『台日』昭和10年1月29日「龍江信組 總會平穩」。
- (55) 『台日』昭和11年1月20日「龍江信組總會」。
- (56) 『台日』昭和12年1月26日「龍江信組總會 極見圓滿 監事俱留任」。
- (57) 『台日』昭和13年1月9日「龍江信組業績 總會は廿三日」。
- (58) 『台日』昭和13年1月24日「龍江信組總會 理事監事は指名」。
- (59) 『台日』昭和13年7月30日「龍江信組廿周年記念式」。陳天來は前掲『改訂台湾人士鑑』272頁に錦記製茶株式会社社長、株式会社永樂座社長、台北中央市場監査役、稻江信用組合理事、台北茶商公會組合長。長男陳清素(註(30)参照)は爪哇華僑女學校董事、次男陳清秀(註(30)参照)は龍江信用組合理事、三男陳清波(註(30)参照)は勸業信用組合長、大稻埕青年團長、四男陳清汾は洋画家巴里サロンに入選、二科展に五回入選とある。黃金生、李建興は『台日』には記事が見えない。
- (60) 『台日』昭和14年1月23日「龍江信用組合 配當年五分 監事は留任」。
- (61) 『台日』昭和16年12月3日「新任龍江組 會長決る」。
- (62) 『台日』昭和17年6月29日「貯蓄で築け大東亞 六産組の努力に期待 大稻埕方面組合側の協力ぶり」。

新元竹四郎は『台日』に記事が見えない。
(63) 註 (62) に同じ。

(64) 『台湾地区信用合作発展史』（中華民国信用合作社
聯合社、1990年12月）756頁。

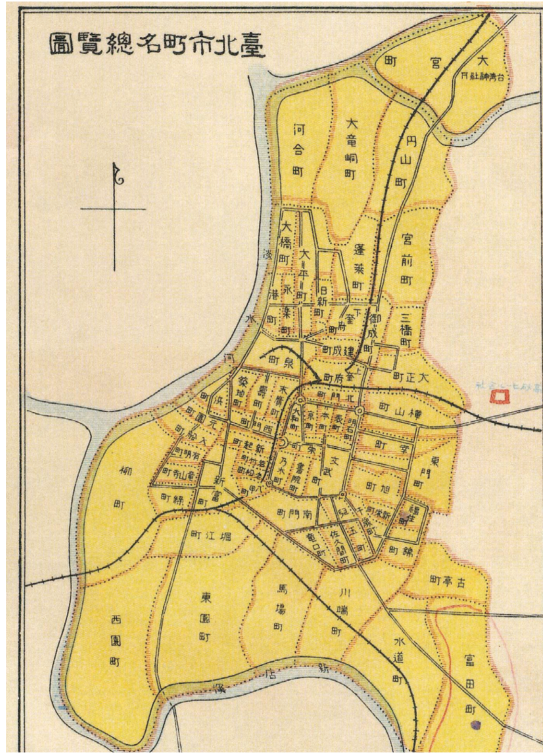


図1 台北地図（出典：「改正町名台北市街図」<1922年4月1日実施>黄武達編著『日治時期台湾都市發展地図集』南天書局・国史館台湾文献館出版、2006年7月所収。大龍峒は北に見え、ここに大龍峒信用組合がもともとあり、大橋町、大平町、永楽町が大稻埕で稻江信用組合の管轄区域である。）